

**〈湖国寮の沿革と設立趣意〉**

湖国寮は、滋賀県及び県出身財界寄付金により設立された財団法人湖国協会(昭和28年設立、理事長は滋賀県知事)から始まり、現在は公益財団法人湖国協会(平成24年に移行認定、理事長は卒寮生)の運営による学生寮で、東京及びその近郊に在学する学生を奨学援護し、有為な人材育成をめざしている。寮生は、建寮の趣旨と歴史と伝統に思いをおき、寮生としての自覚と責任感を持ち、互いに協力し明るく楽しい共同生活を築き、修学に努め、実り多い湖国寮生活にしなければならない。そのため、寮生が心得るべき事柄を次に挙げ、自治会活動と相俟って適正な寮運営を志向していきたい。

**1 共同生活の相互配慮・協力義務**

共同生活においては、自分の我を通すのではなく、自己の抑制、更には忍耐、我慢、努力が必要である。寮生は、互いの生活を尊重し、迷惑をかけず明るく楽しい共同生活となるよう互いに協力し合うこと。

**2 挨拶**

寮生間のコミュニケーションを深め、寮生活を明るく楽しく過ごすために、相互の挨拶励行に努めること。また、寮舎周辺のご近隣の方々にも挨拶を励行すること。

**3 食事**

食堂では、服装及び言動に注意し、明るく楽しい食事ができる雰囲気醸成に努めること。食事の際には、「いただきます」「ごちそうさまでした」を励行すること。

**4 勉学・安息**

学生の本分は、勉学である。保護者の期待に応えられるように勉学及び人間的成長に努めること。  
・寮室は、勉学、休息、および睡眠の場であることを自覚し、これにもとめるような行為は厳に慎むこと。  
・寮室内の整理整頓を行い同室者と協同して常に良好な生活環境にしておくこと。  
・22:00以降は静粛を心掛け、寮舎内の他の寮生の勉学と安息を妨げないよう配慮すること。

**5 病気・怪我**

寮生各自が規則的な生活習慣の確立に努め、健康管理に注意すること。  
寮生本人又は他の寮生が急病や体の具合が悪い時、その他身体・健康に怪我や異常が認められた時には医師の診断を必要とする場合と否にかかわらず、速やかに寮長に申し出ること。

**6 寮長等への相談**

寮生は、何事によらず異常を認めるときや相談が必要と思われる場合は、気軽に申し出ること。

**7 寮生自治会**

寮生の自治活動を推進する組織「湖国寮自治会」(以下「自治会」という。)を設置する。  
寮生は全員自治会の活動に積極的に加わり、協力を惜しまないこと。  
自治会役員は、委員長及び役員数名とし、寮長にその年度の役員を届け出る。

**8 寮の行事・外部活動**

寮生は、湖国協会及び自治会が主催する寮の行事・外部活動には積極的に参加、協力すること。  
(参考:以下は、過去において開催がされてきた湖国協会及び寮自治会活動の例)

- ・湖国寮さざなみ祭
- ・知事との懇談会
- ・湖国寮大学院講座
- ・滋賀県の行事(近江ゆかりの会)参加
- ・滋賀県人会行事(総会、新年会等)参加
- ・地域関連行事(武蔵野ジャンボリー等)参加
- ・その他寮内行事

**附則** 本細則は、平成24年4月1日から施行する。  
改定細則は、令和1年9月21日から施行する。